

ゆうちょ銀行への残高確認について

ご承知のとおり、平成19年10月に日本郵政公社は民営化され、郵便貯金等に係る業務はゆうちょ銀行が引き継ぎ（窓口業務は郵便局株式会社へ委託）、同行において当該業務が行われてきております。最近、このゆうちょ銀行の郵便貯金等への残高確認に関する質問が、倫理・相談グループ等に寄せられております。

ゆうちょ銀行への残高確認に関するトラブルは、主に次の二つのケースであると認識しております。第一に、一般の銀行と同様に貯金口座の残高確認を郵送で行ったことから書類を返送されるケース、第二に、銀行窓口や貯金事務センターで残高証明書の発行を求めたが、必要な書類（委任状等）が整っていないため、必要な書類の再提示等を求められるケースです。

このため、ゆうちょ銀行の担当部署に確認したところ、同行に対する監査人による残高確認の請求手続及びそれに対する同行の対応について次のとおり回答を得ましたので、監査人各位の参考に資するためにお知らせいたします。

監査人におかれては、ゆうちょ銀行に残高確認を行う場合、同行の対応は、「1. 貯金口座の場合」と「2. 振替口座の場合」とでは異なりますので、これを踏まえ、個々の状況に応じた適切な対応を行うよう留意してください。

< 現行のゆうちょ銀行の対応等 >

1. 貯金口座の場合

	貯金口座 (通帳、貯金証書又は保管証がある口座)	備考
(1) 請求先	・ ゆうちょ銀行店舗又は郵便局の貯金窓口（全国どこでも受付可能）	
(2) 提出書類	貯金残高証明請求書（窓口を用意してあり、必要事項を記入） 貯金口座名義人からの委任状（コピー不可）	及び の提出要 については、監査人所定の残高確認書による請求不可 委任状には、口座の届出印を押印
(3) 提示書類等	通帳、貯金証書又は保管証 健康保険証又は運転免許証等（請求者の正当な権利者の確認書類として必要） 社員証又は名刺等（所属を確認するものとして必要） 請求者の印章（担当者の印で可）	～ すべての提示要
(4) 料金	・ 500 円	窓口で支払
(5) 証明書の発行	・ 原則、窓口で発行	監査人所定の残高確認書による対応も可

2. 振替口座の場合

	振替口座 (通帳、貯金証書又は保管証がない口座)	備考
(1) 請求先	<ul style="list-style-type: none"> 原則、ゆうちょ銀行店舗又は郵便局の貯金窓口（全国どこでも受付可能）。 ただし、口座を管理する貯金事務センターへ直接、郵送することも可能 	
(2) 提出書類	<p>振替口座残高証明請求書（窓口を用意しており、必要事項を記入）</p> <p>振替口座加入者からの委任状（コピー不可）</p>	<p>及び の提出要</p> <p>については、一定の条件のもと、監査人所定の残高確認書による請求も可（(5)及び欄外の留意事項d参照）なお、この場合は、委任状は不要</p> <p>ゆうちょ銀行所定の振替口座残高証明請求書であっても、当該請求書のおところ及びおなまえ欄に監査事務所の所在地と名称を記載（追記でも可）している場合は、委任状は不要（ただし、振替口座加入者のお届印が請求印として押印されていること）</p> <p>委任状には、口座の届出印を押印するほか、次の内容の記入が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の住所、氏名、記号番号 監査事務所あての送付に同意すること 送付先の監査事務所の所在地と名称
(3) 提示書類等	<p>健康保険証又は運転免許証等（請求者の正当な権利者の確認書類として必要）</p> <p>社員証又は名刺等（所属を確認するものとして必要）</p> <p>請求者の印章（担当者の印で可）</p>	<p>～ すべての提示要</p> <p>貯金事務センターへの郵送により請求する場合、同センターにおいて届出印との照合を行っているため、これらの提示書類等は不要</p>
(4) 料金	<ul style="list-style-type: none"> 500 円 	原則、振替口座から引き落とし
(5) 証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 貯金事務センターから郵送（後日） 	証明書は、ゆうちょ銀行所定の様式（欄外の留意事項d参照）

上記1及び2の留意事項

ゆうちょ銀行における監査人からの残高確認への対応は、一般の口座名義人又は加入者が行う残高証明書の請求手続への対応と同様に行われております。また、通帳等を発行している貯金口座と通帳等を発行していない振替口座では、上記のとおり請求先及び発行方法の扱いが一部異なります。そのポイントは、次のとおりです。

<貯金口座>

a．窓口で受け付け、料金を受領した上で、原則、窓口で貯金残高証明書を発行することとなっております。

現行では、料金を貯金口座から引き落とすことができないシステムとなっていることから、窓口で支払うこととなります。

b．ゆうちょ銀行所定の「貯金残高証明請求書」による請求により、受付を行うこととなっております（監査人所定の残高確認書による請求不可）。なお、貯金残高証明書は、ゆうちょ銀行所定の様式のもので窓口で発行されますが、監査人所定の残高確認書を提示した場合には、当該残高確認書による発行も可能となっております。

<振替口座>

c．原則窓口で受け付けることとしておりますが、口座を管理する貯金事務センターへの郵送による受付も行われております。料金は、同口座からの引き落としにより受領し、振替口座残高証明書は、後日、貯金事務センターから郵送することとなっております。

なお、既に解約した振替口座の残高証明書が必要な場合は、窓口で受付を行い、料金は窓口で徴収することとなっております。

d．監査人所定の残高確認書に次の事項が記載等されていれば、当該残高確認書を「振替口座残高証明請求書」とみなし、受け付けることが可能となっております。ただし、振替口座残高証明書は、ゆうちょ銀行所定の様式となります。

- ・ 加入者名及び振替口座の記号番号の記載
- ・ 監査事務所の所在地及び名称の記載
- ・ 残高証明の請求であることの記載
- ・ 残高証明の証明年月日の記載
- ・ 振替口座加入者のお届印を押印

(参考)

委任状の記載例は、ゆうちょ銀行ホームページの「各種お申し込み・お手続き」 - 「委任状記載例」から閲覧又はダウンロードが可能

(http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tetuzuki/ininjo/kj_tzk_inj_index.html)

以 上

(業務本部長 島田 眞一)